

資料 2

幼児教育・保育の無償化について

令和元(2019)年9月3日(火) 障害児通所支援事業者集団指導

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

幼児教育・保育の無償化について

(就学前の障害児の発達支援の無償化)

無償化について

【幼児教育・保育の無償化】

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれる。

- 令和元年10月1日から
- 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たちの利用料が無償化

【就学前の障害児の発達支援の無償化】

幼児教育・保育の無償化に併せて、無償化することが閣議決定された。

- 令和元年10月1日から
- 障害児通所支援、入所支援を利用する子供たちの利用料が無償化

対象となるサービス

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 医療型障害児入所施設

※「放課後等デイサービス」は対象ではありません。

対象となる費用

○報酬告示により算定される利用料のうち、利用者負担分（1割相当分）が無償化される。

×運営規程等で規定し徴収している、実費負担部分は対象外。
【例】・食費 ・日用品費 ・材料費 など

P3

対象となる児童

満3歳になった後最初の4月から、小学校入学までの3年間

期 間	誕生日
令和元年度 (令和元年10月1日～令和2年3月31日)	平成25年4月2日～平成28年4月1日
令和2年度 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)	平成26年4月2日～平成29年4月1日

※幼稚園、保育園、認定こども園等と障害児通所支援を併用している場合も無償化の対象となります。

P4

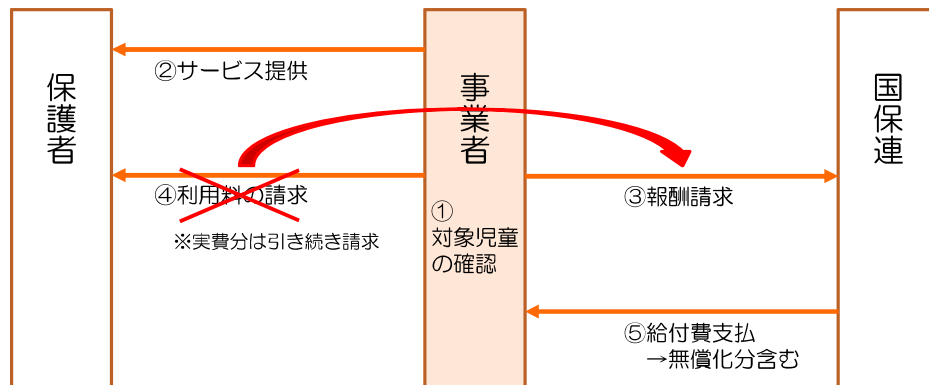
無償化の手続き

保護者

○手続きは必要ありません。

事業者

○対象児童の確認
○請求方法の変更
○対象保護者への説明



P5

対象児童の確認方法

○制度当初は、利用児童の生年月日で認してください。

○支給決定の更新等で受給者証が新たに発行された場合、対象児童である旨と対象期間が「特記事項」欄に記載されます。

無償化対象児である旨、対象期間が記載される。

【例】

- ・無償化対象児童 (対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)

従前どおり、所得区分に応じた負担上限月額

(五)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	9,300円
	令和2年6月30日まで
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
・無償化対象児童 (対象期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)	

P6

給付費の請求方法

「利用者負担上限月額①」は、従前どおり、所得区分に応じた額

「利用者負担額②」の項目に、「0」円を設定して請求する。

無償化対象児童は、利用者負担上限額管理が不要になるため、**加算対象外**となります。

(様式第二)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号		平成		年	月	分				
助成自治体番号										
受給者証番号	指定事業所番号									
給付決定保護者氏名	請求事業者	事業者及びその事業所の名称								
給付決定に係る障害児氏名	地域区分									
利用者負担上限月額①										
利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額							
管理事業所	事業所名称									
サービス種別	平成	年	月	日	平成	年	月	日	利用日数	入所日数
	平成	年	月	日	平成	年	月	日	利用日数	入所日数
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要					
給付額明細欄										
サービス種類コード										
サービス利用日数	日	日	日	日	合計					
給付単位数	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	/					
単位数単価	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	/					
総費用額	円	円	円	円	/					
利用者負担額②	/									
調整後利用者負担額	/									
上限額管理後利用者負担額	/									
決定利用者負担額	/									